第８－２号様式（第７条関係）　（温存後生殖補助医療実施医療機関において記載）

（表）

高知県妊よう性温存治療費補助金申請に係る証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）

高知県妊よう性温存治療費補助金交付要綱（高知県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業）で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療（※１）を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

　　　　　年　　　月　　　日　　　医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 温存後生殖補助医療の対象者（※２） | ふりがな |  | 生年月日 | 年　　月　　日生(　　　)歳 |
| 氏名 |  | 性別 | 男　・　女 |
| 患者アプリ番号(12桁) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 患者アプリ登録が無い場合、その理由 |  |
| 配偶者(事実婚を含む) | ふりがな |  | 生年月日 | 年　　月　　日生(　　　)歳 |
| 氏名 |   | 性別 | 男　・　女 |
| 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業の温存後生殖補助医療指定医療機関ですか。 | はい　　　・　　　いいえ |
| 対象者又は配偶者は、過去に妊よう性温存療法研究促進事業(生殖補助医療分)の助成を受けたことがありますか　　ない　　・　　ある　　　→　　過去　（　　　）　回受けた（助成を受けたことがある場合）　助成を受けた都道府県名 　 （　　　　 　　　　　　　　　） 温存後生殖補助医療実施医療機関名（ ） |
| 治療方法 | Ⅰ | 助成対象となる治療は、妊よう性温存治療実施後に実施した次の治療です。該当する番号に○を付けてください。１　凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療２　凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療　３　凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療４　凍結した精子を用いた生殖補助医療 | 生殖補助医療開始日（　　　　年 　　月　　　日）生殖補助医療終了日（　　　　年 　　月　　　日）※上記実施日と同じ場合も記載してください。備考（　　　　　　　　　　　　　　）　 |
| Ⅱ | Ⅰにおいて、２～４に該当する場合で次に該当する場合は、該当する番号に○をつけてください。１　以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合２　人工授精を実施する場合３　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合 |
| Ⅲ | 他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。（※３）　他医療機関への依頼　　あり　・　なし　　　　　　　院外処方　　あり　・　なし　医療機関名（　　　　　　　　　　　 ）　依頼内容　（　　　　　　　　　　　 ） |
| 領収金額合計 | 今回の治療に要した補助対象費用合計領収金額　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳は裏面のとおり） |
| 備考（※４） |  |

　　　　　主治医氏名（※主治医が自署）

※１　妊よう性温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。

※２　妊よう性温存治療を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。

※３　主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

※４　治療内容に係る特記事項がある場合は、備考欄に記載してください。

（温存後生殖補助医療実施医療機関において記載）

（裏）

領収金額　内訳明細書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 費　　用 | 日付 ※５ |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 合　　計 | 円 |  |
| 備考 |  |

※５ 領収書の日付をご記載ください。

|  |
| --- |
| 領収金額に関する問合せ先 |
| 担当課 |  |
| 担当者 |  |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 治療期間 |
| 　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |

・助成対象となる治療費のみを計上してください。

・助成の対象となる治療費は、妊孕性温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

・卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。

・主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。